

神奈川県立病院機構医療安全監査基本計画

令和 7 年 11 月 4 日

神奈川県立病院機構医療安全監査委員会

1 目的

神奈川県立病院機構 5 病院は、4 つの専門病院と 1 つの総合病院からなる病院群として、県域外も含む地域社会に対し、高度専門医療を提供するとともに、地域医療の最後の砦として、大きな社会的責務を担っている。

少子高齢化に伴う医療需要の多様化やデジタル技術の進展などにより、病院職員が担う業務は高度化、複雑化、広範化しているが、いかなる情勢下においても、患者の安全確保は、医療提供の大前提として、最優先され十分に実践されなければならない。

こうした状況を踏まえ、問題点や課題に対する指摘にとどまらず、是正、改善、検討を求めることにも重点を置き、患者安全確保の実効性を持続的に向上させるため、中期的計画に基づいた医療安全監査を実施する。

2 計画期間

令和 8 年度～12 年度（5 年間）

計画期間 3 年目（令和 10 年度）には医療環境の変化や監査実施状況等を勘案し、本計画の見直しに関する検討を行う。

3 年間監査計画

(1) 病院実地監査

原則として 1 年度につき、2 病院に対し、下表の順で監査委員が往査を行うもの。

監査項目に基づく書面審査、ヒアリング及び院内ラウンドを行い、医療安全体制、医療安全管理活動、患者の権利確保、高度新規医療技術及び未承認医薬品導入、事故防止策、感染症対策、薬剤管理などの視点から、実態を監査する。

なお、原則として 1 病院目は 10 月、2 病院目は 2 月に監査を実施することとし、監査日時や監査項目等の実施詳細については、都度、委員会を開催し決定する。

I 年目	こども医療センター ・ がんセンター
II 年目	循環器呼吸器病センター ・ 精神医療センター
III 年目	足柄上病院 ・ こども医療センター
IV 年目以降	引き続き、上記の病院順で監査実施

(2) 機構医療安全施策の推進状況確認

1 年度につき、年度末を目途に機構からの報告を受け、その内容について確認を行うもの。

神奈川県立病院機構医療安全推進体制に係る外部調査委員会から示された 42 の提言を基とした、機構全体としての医療安全施策の推進状況について、機構より報告を受け、確認を行い、必要に応じて助言を行う。

4 その他

本計画に関する他の、監査実施に必要なことは、都度、医療安全監査委員会を開催し、協議、決定する。

改定歴

令和 8 年 3 月 5 日 一部改定

- ・ 病院実地監査の実施月を原則 10 月、2 月とする。
- ・ II 年目以降の順を循環器呼吸器病センター、精神医療センター、足柄上病院の順とする。
- ・ III 年目の 2 回目の対象病院をこども医療センターとする。
- ・ IV 年目以降は I 年目から III 年目の順に従い、監査を実施する。